

平成29年12月26日
厚生労働省労働基準局
労災保険業務課

「労働基準行政システムに係る運用管理業務一式（平成30年度開始）調達仕様書（案）」に係る意見招請について（意見提出方法）

1 意見提出方法

（1）持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送により意見を提出する場合には、封書に「労働基準行政システムに係る運用管理業務一式（平成30年度開始）調達仕様書（案）に対する意見在中」と朱書きすること。

（2）持参又は郵送による意見の提出と併せて、別添様式の電子データを意見提出先のメールアドレス宛て意見提出の期限までに送付すること。なお、メールの件名は「労働基準行政システムに係る運用管理業務一式（平成30年度開始）調達仕様書（案）に対する意見」とすること。

2 意見提出の部数

1部

3 意見の様式

（1）日本語を使用すること。

（2）必須項目

（別添様式）A4判横置き横書きとすること。

- ・提出年月日、住所、担当者名、連絡先（電話番号・電子メールアドレス）
- ・意見の区分（質問・提案・要望等）
- ・意見の対象となる調達仕様書案の該当箇所（資料名・頁・章番号等・仕様書記載内容）
- ・調達仕様書案に対する意見等内容
- ・意見等提出理由

（3）意見を提出する場合には、原則ホームページに掲載する様式ファイルを用いること。

4 意見提出の期限

平成30年1月23日（火）午後5時までとする。

なお、郵送の場合には同日必着とする。

5 意見提出先

〒177-0044 東京都練馬区上石神井4-8-4

厚生労働省労働基準局労災保険業務課

長井 政樹、松尾 佑輔、奥村 憲一

電話：03-3920-3311（内線 362、363、381）

E-mail：nagai-masaki@mhlw.go.jp

matsuo-yuusuke@mhlw.go.jp

okumura-kenichi@mhlw.go.jp